

日野町中長期財政見通し

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

(令和6年3月改訂)

滋賀県 日野町

目次

I. 中長期財政見通しの概要	3
II. 中長期財政見通しの基本的事項	3
1. 見通しの期間	3
2. 対象会計	3
3. 見通しの見直し	3
4. 歳入・歳出の試算方法	4
(1) 歳入の試算方法	4
(2) 歳出の試算方法	4
III. 中長期財政見通し	5
1. 歳入歳出の推移	5
2. 歳入額の推移	6
3. 歳出額の推移	7
4. 財政構造の推移	8
5. 町債残高の推移	9
6. 基金残高の推移	9
IV. 財源不足への対応	10
1. 歳入の確保	10
2. 歳出の削減	10
3. 各種基金の積立	10

I. 中長期財政見通しの概要

中長期財政見通しは、令和元年度決算を基礎として令和3年度から令和12年度の収支の財政見通しを示したものです。

令和2年度から猛威をふるった新型コロナウイルス感染症も、令和5年度には5類感染症に位置付けられ、日常生活は、だんだんと流行前に戻りつつあります。しかし、新型コロナウイルス感染症は町財政に与えた影響も大きく、例えば令和2年度には町民一人あたり10万円を給付した特別定額給付金支給事業や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染症対策事業によって町の予算規模は大きく膨らみ、100億円を超える規模となっています。

その一方で、町の行政運営の中では、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化への対応、過去の建設事業に対する公債費の増加、また、時代に即した新しい行政需要など、継続的な課題が発生しています。

こうした状況下において、町民のニーズを的確に把握し、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するには、強固な財政基盤の確立は必要不可欠であり、この見通しは、今後とも適正な財政運営を維持するための一助となるよう策定しました。

なお、この財政見通しは、将来の事業の個々具体的な内容を議論するものではありません。中長期的な視点を持ち、将来的な財政リスクを最大限考慮し、適正な財政運営と、健全な財政規律を継続するという観点において作成しています。

II. 中長期財政見通しの基本的事項

1. 見通しの期間

見通しの期間は、令和3年度（2021年）から令和12年度（2030年）までの10年間とします。なお、今般の改訂の積算時点は令和5年度9月末としています。

2. 対象会計

普通会計（当町の場合、一般会計）とします。

3. 見通しの見直し

この見通しは、数値の不確実性が前提となっており、一定の幅を持って作成していますが、今後、当町の財政構造や経済情勢等の変化が財政見通しに大きな影響を与えられらる場合、必要に応じて見直しを行うこととしています。

なお、今般の改訂では、公共施設の長寿命化工事の事業時期の見直しや各事業費の伸び率の見直しを行いました。

4. 歳入・歳出の試算方法

(1) 歳入の試算方法

科 目	試算方法
町税	現時点で明確になっている税政改正等の影響について勘案し、「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)」におけるベースラインケースの名目成長率を基本にして推計します。
地方交付税	地方交付税については、各年度の基準財政収入額と基準財政需要額の見込みから、臨時財政対策債への振替額を勘案し、推計しています。
国庫支出金・県支出金	各年度の主要な事業に充当する国庫支出金・県支出金の見込みと近年の決算額を勘案して推計します。
寄附金	過去の実績額を勘案して推計します。
繰入金	財政調整基金は、各年度の財源不足額に繰り入れることとします。減債基金は、公債費の範囲内で繰り入れることとし、その他の基金については、個別の事業に充当することとします。
繰越金	繰越金は年度ごとの財政運営により左右されることから、一定額を固定的に見込んでいます。
町債	建設事業債は、各年度の投資的事業に充当する町債の発行額を勘案し推計します。また、臨時財政対策債等の特例債は、臨時財政対策債のみを見込むこととして、普通交付税の試算における臨時財政対策債振替額を各年度に見込むこととします。
その他の歳入	近年の決算額等を勘案して推計します。

(2) 歳出の試算方法

科 目	試算方法
人件費	近年の決算額および会計年度任用職員制度の導入に伴う影響額等を勘案して推計します。
扶助費	近年の決算額等を勘案して推計します。
公債費	既発行債および今後の発行見込みによる償還見通しに基づき推計します。
物件費	近年の決算額等を勘案して推計します。
補助費等	近年の決算額等を勘案して推計します。
繰出金	近年の決算額および各年度における会計毎の繰出額を勘案して推計します。
普通建設事業費	近年の決算額および各年度の主要事業(公共施設の長寿命化や西大路鎌掛線道路改良工事等)を勘案して推計します。
その他の歳出	近年の決算額等を勘案して推計します。

Ⅲ. 中長期財政見通し

1. 歳入歳出の推移

単位：百万円

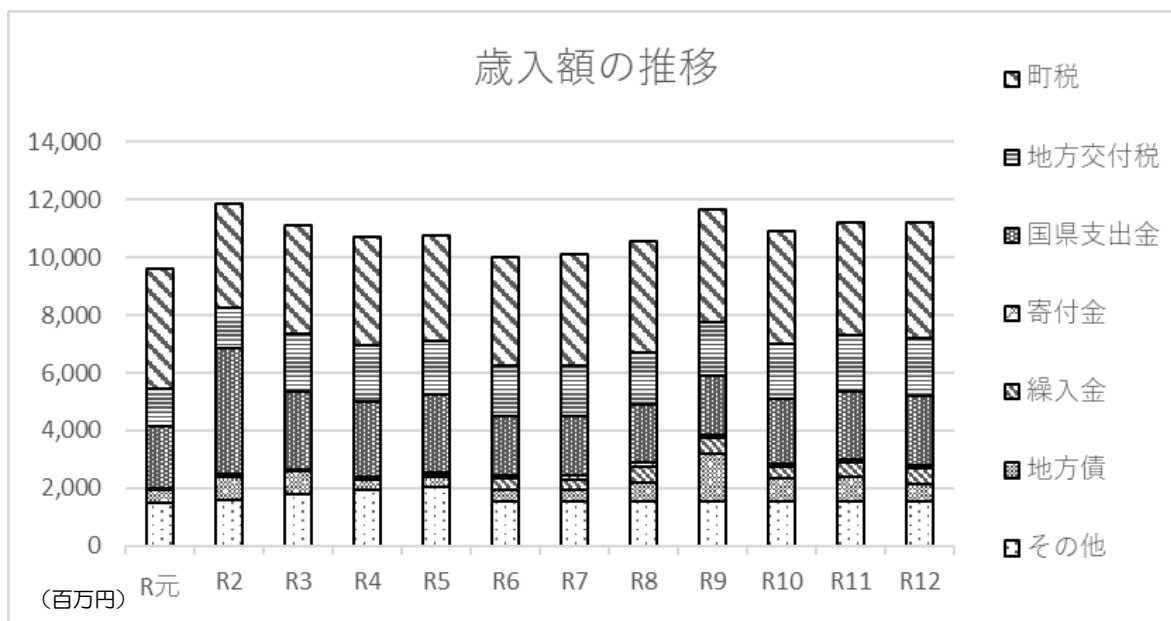
年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入	町税	4,151	3,573	3,722	3,784	3,617	3,765	3,835	3,866	3,890	3,921	3,944	3,981
	地方交付税	1,314	1,446	2,015	1,952	1,890	1,736	1,752	1,797	1,849	1,896	1,949	1,994
	うち、普通交付税	1,108	1,255	1,783	1,705	1,790	1,636	1,652	1,697	1,749	1,796	1,849	1,894
	国庫支出金・県支出金	2,152	4,313	2,696	2,585	2,689	2,045	2,062	2,025	2,071	2,251	2,311	2,405
	寄付金	13	28	42	85	60	114	114	114	114	114	114	114
	繰入金	42	94	20	23	68	412	383	555	520	396	492	528
	地方債	435	783	823	358	362	386	390	663	1,657	799	866	610
	うち、臨時財政対策債	273	317	407	148	69	256	260	263	267	270	273	277
	その他の歳入	1,494	1,607	1,771	1,932	2,045	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546
計(A)	9,600	11,844	11,090	10,718	10,732	10,004	10,082	10,567	11,647	10,923	11,222	11,177	
歳出	人件費	1,543	2,027	2,080	2,130	2,290	2,405	2,449	2,493	2,538	2,534	2,579	2,626
	扶助費	1,664	1,628	2,095	1,810	1,817	1,881	1,949	2,020	2,096	2,175	2,259	2,347
	公債費	747	753	774	786	759	748	759	764	733	752	721	733
	物件費	1,399	1,255	1,366	1,449	1,531	1,586	1,486	1,493	1,499	1,506	1,513	1,519
	補助費等	1,089	3,550	1,433	1,546	1,416	1,432	1,448	1,464	1,480	1,497	1,513	1,530
	繰出金	1,195	860	845	859	830	838	854	858	863	868	873	878
	普通建設	1,259	1,091	986	931	1,446	485	506	839	1,800	950	1,119	879
	その他の歳出	246	127	739	281	643	629	632	635	638	641	645	665
	計(B)	9,142	11,291	10,317	9,793	10,732	10,004	10,082	10,567	11,647	10,923	11,222	11,177

(A) - (B)

歳入歳出差引額(財源不足額)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入歳出差引額(財源不足・余剰額)	495	554	755	926	0	0	0	0	0	0	0	0

基金取崩し額(基金繰入額)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
合計	42	94	20	23	68	412	383	555	520	396	492	528

2. 歳入額の推移



地方税は、国の「中長期財政収支に関する見通し（内閣府）」のベースラインケースによると、景気の回復に伴う税収増が見込まれていることから、当町でも同様の傾向を見込んでいます。ただし、税収は景気に左右されるため、今後の経済情勢に注視する必要があります。

地方交付税については、「国の経済財政運営と改革の基本方針 2021（骨太の方針）」を踏まえ、地方の一般財源総額が実質同水準で推移することを前提とし、各年度の基準財政収入額と基準財政需要額の見込みから臨時財政対策債への振替額を勘案し、推計しています。

国庫支出金・県支出金は、年々増加する社会保障関係経費等の扶助費に連動し、一定の増を見込むとともに、あわせて普通建設事業の補助事業に係る国庫補助金も見込んでいます。今後もこれらの補助金等を積極的に確保しながら事業を進める必要があります。

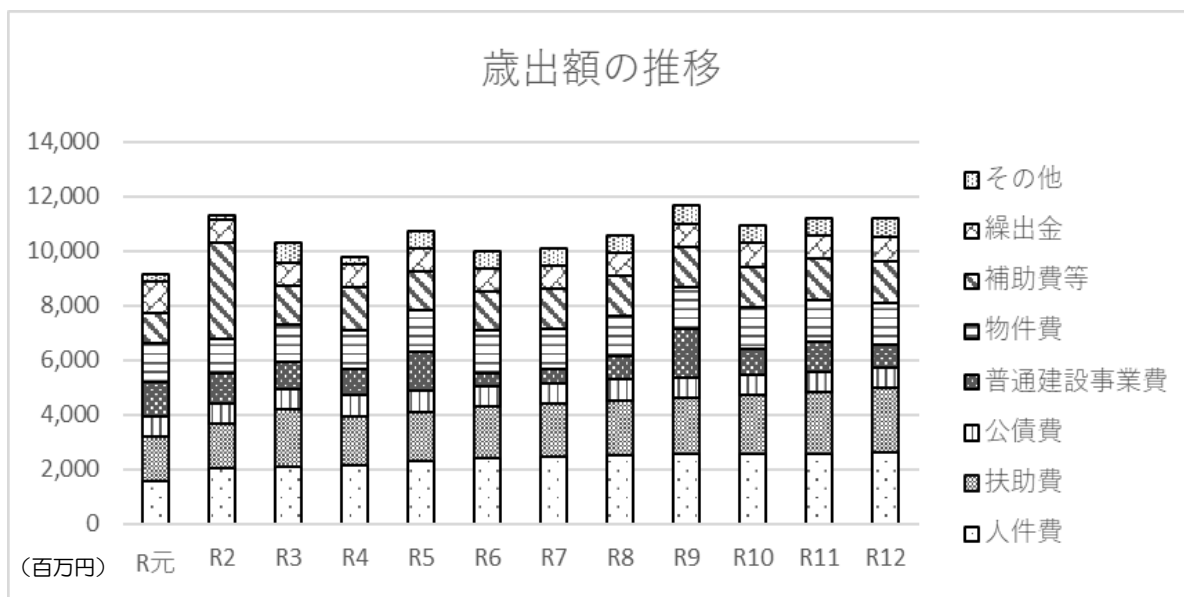
寄附金は、昨今のふるさと納税による寄附額の増を見込んでいますが、今後とも、さらなる確保に努めていく必要があります。

繰入金は、特定目的基金は、個々の事業に充当することとして、各年度に必要額を計上しています。減債基金に関しては、公債費の償還財源となりますが、近年の建設事業等による町債の借入が多かったこと、また、今後も公共施設の長寿命化に対する財源として町債の新規発行を予定していることから、見通しの期間中に多くを取崩すこととなります。

財政調整基金に関しては、各年度の収支不足額に対して、取り崩しを予定していますが、財政需要の多様化や増大化により、多額の不足額が発生することから、減債基金同様に見通しの期間中に基金を取り崩すこととなります。

地方債は、公共施設の長寿命化等の普通建設事業費に係る町債の発行を各年度で見込みます。臨時財政対策債は、過去の交付税算定における需要額の振替額等を勘案し、各年度で一定の収入を見込んでいますが、交付税財源となる国税収入に大きく左右されるため、振れ幅は大きくなります。

3. 歳出額の推移



人件費については、会計年度任用職員制度の導入により増加傾向にあります。また、令和6年度からは、通年雇用者に勤勉手当が支給されることから増額を見込んでおり、大きく増加する見込みです。

扶助費は、近年の社会保障関係経費の自然増の影響により、増加を見込んでいます。

公債費は、過去の建設事業等に伴う町債と臨時財政対策債の償還により見込んでいます。今後も道路改良や公共施設の長寿命化等による町債発行が必要とされ、また、臨時財政対策債についても、継続した支出を見込んでいます。

普通建設事業費は、公共施設の長寿命化工事や町道西大路鎌掛線の改修工事、自治体DX推進等によるシステム改修や、経年による電算機器等の更新の費用を見込んでいます。

電算機器においては、保守料や更新にかかる後年度負担、建設事業については、事業の効果や必要性の再検討など、それぞれ事業の精査を充分に行った上で執行する必要があります。

繰出金については、各特別会計への繰出金を見込んでいますが、一般会計の財政状況が非常に厳しいことから、特別会計においても健全な運営を図っていく必要があります。

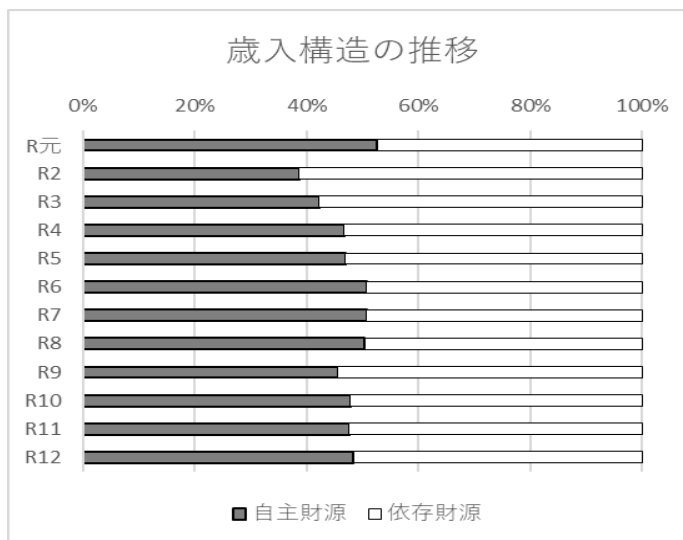
その他の経費には、企業会計への繰出金が含まれています。令和5年度から簡易水道特別会計および農業集落排水事業特別会計が企業会計へ移行したことから、適切な企業経営のもと一般会計に頼らない独立した経営を進めていくようにする必要があります。

4. 財政構造の推移

令和元年度は、町税収入が好調であったことから、自主財源は、大きく伸びています。

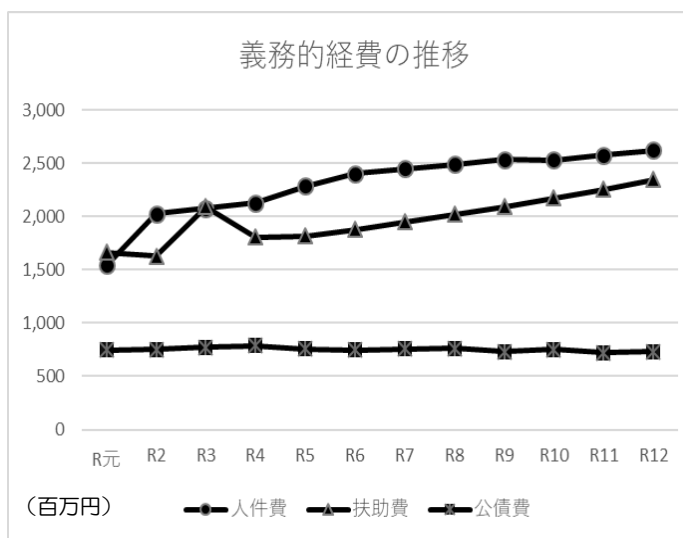
また、令和2年度は、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの多額の国庫補助金収入があり、依存財源が大幅に増加しました。自主財源は、景気回復により税収が増加傾向にあることにより、一定の増加を見込んで

いますが、自主財源と依存財源との割合は、施設の長寿命化等による普通建設事業の財源として、町債の発行を予定していることから、比率の増減が拮抗しています。



義務的経費は、人件費では、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことから、大幅な増となっており、また、正規職員人件費も、人事院勧告に伴い増加傾向となっています。

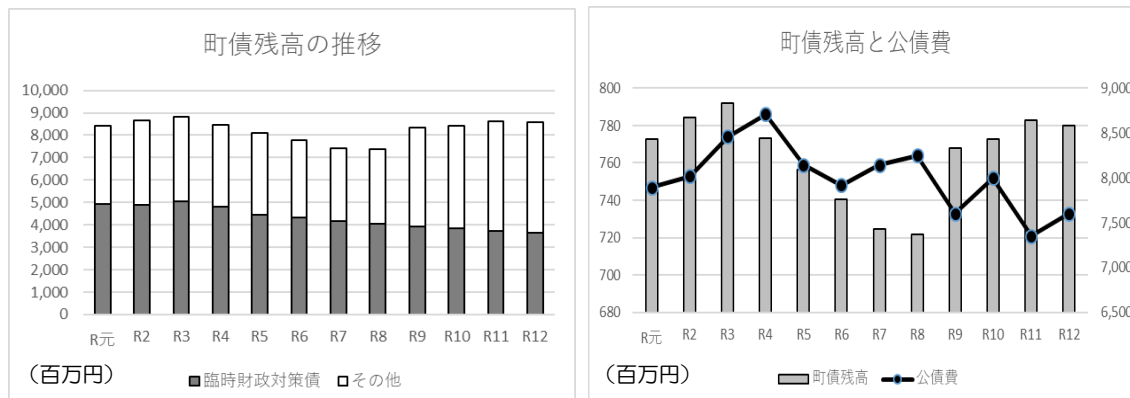
扶助費では、令和3年度に住民税非課税世帯への給付事業を実施したことから大きく増加しましたが、一旦は平常水準に戻り、それ以降は自然増を続ける見込みです。



公債費では、過去の町債の発行分の償還が継続すること、今後も公共施設の長寿命化等に伴う建設事業債の発行を予定していますが、臨時財政対策債が減少する見込みであることから、漸減傾向が続くと見込んでいます。

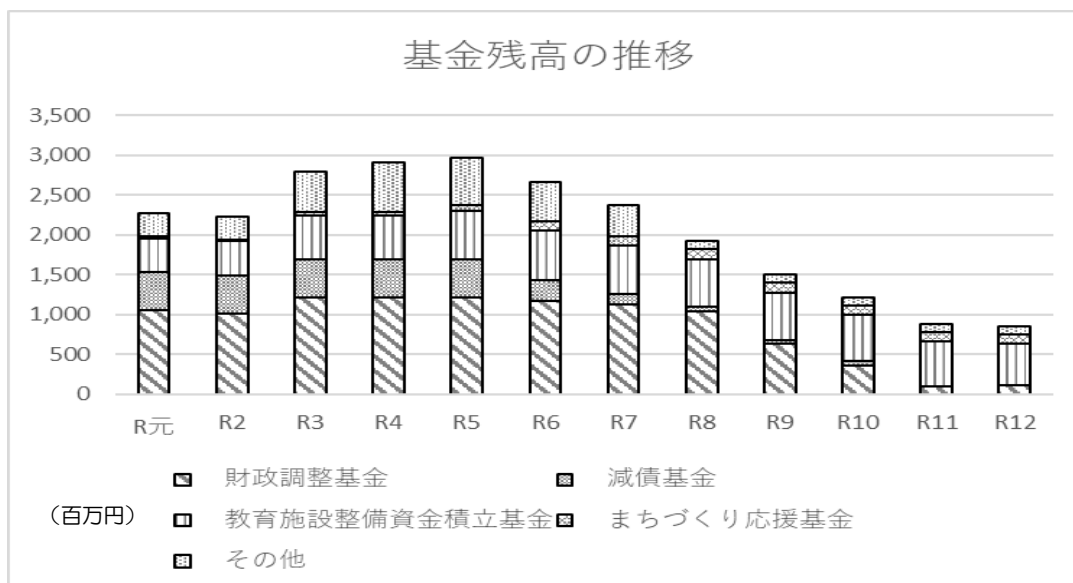
義務的経費については、支出が法令等により義務付けられており、削減することが非常に困難な経費です。義務的経費の増加は、財政運営の弾力性に大きな影響を与えることから、費用の増加には慎重な判断が必要となります。

5. 町債残高の推移



町債は、過去の建設工事等の借入や普通交付税の交付不足額に対して交付される臨時財政対策債が主なものです。今後は、臨時財政対策債が減少傾向にあり、あわせて町債残高も漸減傾向にあります。しかしながら、町債は、その元利償還金が義務的経費（公債費）として後年度に渡って長期的に計上されることから、できる限り発行の抑制に努め、また、発行する際にも交付税算入がある有利な地方債を活用するよう努めます。

6. 基金残高の推移



基金のうち、財政調整基金は、各年度の収支の不足額に対して繰入れを行い、減債基金に関しても、各年度の公債費の償還財源として繰入れをしています。また、教育施設整備資金積立基金も、教育施設の長寿命化等に係る建設工事等に充当するための繰入れを見込んでいます。

基金については、年度間の財政調整として活用するとともに、施設の長寿命化等に備え引き続き適切な積み立てを継続する必要があります。

Ⅳ. 財源不足への対応

継続的かつ安定的に健全な財政運営を展開していくため、財源不足への対応を次のとおり進めます。

1. 歳入の確保

(1) ふるさと納税制度（企業版ふるさと納税制度）の積極的な活用

当町の様々な魅力を広くPRすることにより寄附者を募るなど、ふるさと納税制度を最大限活用することにより、各種施策の財源にあてるための財源を確保します。

(2) 公有財産の有効活用

当町の保有する遊休土地や建物の有効活用を図るほか、行政活動に支障のない範囲で売却や貸付を行うことにより、財源を確保します。

(3) 受益者負担の適正化

使用料等の受益者負担を適切に見直し、受益に応じた適正な価格に改定することにより使用料等の増収に努めます。

(4) 積極的な財源確保

国県補助金や民間資金を視野に入れた財源の掘り起こしと、徴税等における滞納処分の強化などの徴収対策による積極的な財源確保に努めます。

2. 歳出の削減

(1) 事務事業の効率化

不急の新規事業を抑制し、常に費用対効果の観点から既存の事務事業の見直しを実施し、事業の効率化を図ります。

(2) 継続的な経費の削減

後年度負担を意識し、保守契約や定期的な更新等を伴う設備導入やシステム導入はその費用対効果を十分に検討します。

(3) 公共工事の見直し

新規工事の見送りや、施設改修の精査、また公共施設の有効活用を検討し、施設の老朽化に伴う維持補修費等を縮減します。

3. 基金の積立

(1) 財政調整基金および減債基金

年度間の財源調整および災害などの不測の財政需要に備えるため、まず、財政調整基金で、標準財政規模の約20%を目安とした約12億円、減債基金で約6億円を目標に積立を行います。

(2) その他の特定目的基金

個々の事業見通しにあわせて、中長期的に積立を行います。